

平成 26 年 9 月 10 日

大分県消費者問題ネットワークと株式会社ルネサンスの裁判外の和解について

消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 裁判外の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワーク（以下「大分県消費者問題ネットワーク」という。）が、スポーツクラブ事業等を行う株式会社ルネサンス（以下「ルネサンス」という。）に対し、ルネサンスの使用する会員規約において規定する条項のうち、以下の条項について、消費者との間で契約の締結をする際に、当該条項を含む消費者契約の申込み又は承諾の意思表示を行わないことを申し入れた事案である（括弧内の条文番号は根拠とする条文）。

- ・ スポーツクラブで会員等に生じた人的物的事故については、ルネサンスに故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないと規定する条項（消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで）
- ・ 会員等がスポーツクラブの利用に際して生じた盗難及び紛失については、ルネサンスに故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないと規定する条項（消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで）

(2) 結果

大分県消費者問題ネットワークとルネサンスは、平成 26 年 8 月 25 日に別紙のとおり合意した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワーク  
理事長 井田 雅貴

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社ルネサンス  
代表取締役 吉田 正昭

4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報<sup>( )</sup>の概要  
なし

( ) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則（平成 19 年内閣府令第 17 号）第 14 条、第 28 条参照）。

以上

**【本件に関する問合せ先】**

消費者庁消費者制度課 電話：03 - 3507 - 9264

URL：<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>

## 合 意 書

株式会社ルネサンス（以下、「甲」という。）と特定非営利活動法人 適格消費者団体 大分県消費者問題ネットワーク（以下、「乙」という。）は、現在、甲が使用している会員規約（以下「本件規約」という。）につき、本日、下記のとおり合意した。

## 記

## 第1条

本合意は、甲が運営するフィットネスクラブにおいて、甲と消費者間との契約に利用される本件規約を改訂することで、甲の顧客サービスの向上と消費者の利益を図るため、本件規約の改訂内容を甲乙間で確認することを目的とする。

## 第2条

甲は、本件規約の一部を、下記のとおり変更する。

## 1 本件規約第20条

## 【現行規約】

本クラブで会員本人または第三者に生じた人的物的事故については、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

会員が同伴したビジターについても同様とします。

## 【改定後の規約】

本クラブで会員本人または第三者に生じた人的物的事故については、会社に故意または過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

会員が同伴したビジターについても同様とします。

## 2 本件規約第21条

## 【現行規約】

会員およびビジターが本クラブの利用に際して生じた盗難および紛失については、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

【改定後の規約】

会員およびビジターが本クラブの利用に際して生じた盗難および紛失については、会社に故意または過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

第3条

- 1 甲は、本件規約につき、前項の変更を、平成26年10月1日より行う。
- 2 甲が、前項の時期までに前条の変更を行うことが不可能あるいは著しく困難となった場合、事前に乙に連絡し、変更時期について協議する。

第4条

甲は、本合意の前後を問わず、第2条のとおりに変更する前の本件規約に基づき、甲の過失により消費者に損害が生じた場合、変更後の本件規約の内容に則って対応するものとする。

第5条

甲と乙は、本合意書に定める他、他に何らの事項についても合意していないことを相互に確認する。

甲と乙は、本合意書を2通作成し、各書面に相互が記名・押印のうえ、各1通ずつ保管する。

以上

2014年8月25日

甲

〒130-0026 東京都墨田区両国2丁目10番14号

**株式会社ルネサンス**

代表取締役  
社長執行役員 **吉田正昭**

乙

大分市青崎1丁目9番35号

適格消費者団体 特定非営利活動法人

大分県消費者問題ネットワーク

理事長 井田雅貴